

一般社団法人日本カバディ協会 謝金支給規程

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「協会」という）の諸事業にて支給する諸謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

- 2 謝金の額は、別表に定める額を基準とする。
- 3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において別に定めるところによる特別単価として支給することができる。
- 4 諸謝金の支払い対象者が協会理事である場合は、あらかじめ理事会において当該取引に係る競争の有無等、その合理性について審議し、その承認を受けなければならない。

(支払方法)

第4条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

(源泉徴収)

第5条 協会は、法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(委託・助成事業)

第6条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規定に基づき支給することができる。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補足)

第8条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の議決をもって支給金額を決めることができる。

(別表)

支給対象者	業務内容	単位	単価の上限	備考
トレーナー	選手強化活動	1日	20,000円	
コーチ	選手強化活動	1日	20,000円	
医師	選手強化活動 競技会での救護・治療等	1日	25,000円	
看護師・救護担当	選手強化活動 競技会での救護・治療等	1日	20,000円	有資格者
大会役員・スタッフ	競技会	1日	10,000円	
大会補助員	競技会	1日	5,000円	
審判	選手強化活動 競技会	1日	10,000円	
講師	研修会 講習会	1日	10,000円	

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行し、同日より適用する。

附 則〔2019年3月9日改正〕

2019年3月9日の4月理事会で承認された第3条の改正（4項の追加）は、同日より施行する。